

[論 文]

社会福祉の理念と子ども家庭福祉

柏 女 霊 峰^{*}

要 旨

本稿においては、子ども家庭福祉を念頭に置きつつ、その上位概念と位置付けられる社会福祉の理念について検討を進めることとする。まず、福祉的行為を成り立たせるための基本原理について、西洋、東洋の両側面から考察した。続いて、社会福祉が対象とする人間存在をとらえる原理について、主として西洋の視点から整理を行った。そして、第三に、社会福祉における社会づくりの観点から、福祉社会の原理について、共生やソーシャル・インクルージョンなどの原理について考察を進めた。そして、最後に、それらを踏まえた子ども家庭福祉原理の検討が必要と述べた。

Key words : 社会福祉, 原理・理念, 福祉的行為, 福祉社会, 子ども家庭福祉

はじめに

子ども家庭福祉の原理、理念を整理するうえでは、以下の3つの次元について考えることが必要である。すなわち、第一が福祉的行為を成り立たせる基本原理である。これには、人間をどのような存在と見るかという人間観なども含まれる。そこには、大きく、西洋的な存在論と東洋的な存在論とがある。ここでは、東洋的な存在論にも焦点をあてて論じる。

そして、第二が、福祉社会を目指す基本理念である。この分野は、主として西欧の人権思想や福祉国家論などが中心となる。そして、第三が、主として子ども家庭福祉に固有に必要とされる原理、理念である。本稿においては、子ども家庭福祉を念頭に置きながら、第一、第二の、社会福祉の理念について検討を進める。

I 福祉的行為を成り立たせる基本原理

1. 社会福祉の原型としての福祉原理

福祉的行為とは、一般に、生活課題を有する人々に対する個人的、社会的な援助行為といえる。こうした行為は洋の東西を問わず昔から存在し、特に、宗教関係者によって語られ、実践されてきた。

網野（2002：24）や小田（1993：98-99）は、柴田善守の3つの類型を引用している。第一は、

^{*} 淑徳大学総合福祉学部教授

ギリシャのポリスにおける特定集団内の相互扶助であるアルムス (alms), 第二は, ローマ帝国の社会体制の維持を究極目標とするアリメンタ (alimenta), 第三がキリスト教の神の愛の実践ともいべき個人の自己否定から出発するカリタス (caritas) である。

これらは西洋古代国家のありようを象徴するものであり, 小田は, それらは, 「現代にあっても, 相互扶助型 (アルムス), 政策・計画型 (アリメンタ), 神の愛の実践 (カリタス) の3類型は, 方法, 手段, 対象, 呼称は異なっても存在することはいうまでもない。」としている。そして, 現代では, それらの3類型が重層化して展開されているとしている。いわば, 相互扶助, 社会防衛, 愛他主義の3つとして, 福祉の規範原理を形成している。

2. 人間存在をとらえる原理—主として東洋の視点から

(1) 仁—儒教

①仁

一方, 東洋においても, いくつかの福祉原理が認められる。友枝 (1970: 342-343) は仁について, 孔子 (前551-前479) の理想的人間像を示す言葉とし, 仁の意義は多様であるが, 仁愛と仁徳に分けて考えられるという。ここで取り上げるのは「仁愛」としての仁であり, 仁愛について友枝は「愛の仁は家族の孝弟にその端を発し, 人間一般の愛に展開し, この仁愛の体得者が君子であり, 仁は君子の徳とされる。」と述べている。いわば, 人間が有している人間愛ともいべきものであるといえる。また, 孟子は, 人間の本性たる仁義礼智を善として性善説を打ち出した。また, いわゆる「惻隱の心」¹⁾ を例に出して, 愛の仁の先天性を説いている。

②仁愛のメカニズム—網野試論から

「仁」は, その語源をたどると, 人を横からみた「イ」と「二」から成る。つまり, 人間が合い親しむ姿を示しているといえる。「親しみ」, 「思いやり」の意といえる。すなわち, 「仁愛」としての「仁」である。

福祉心理学, 保育心理学を専門とする網野 (2002: 194) は, 「仁」の姿に係る心理的メカニズムとして, 「3つの感覚的協応」を挙げる。網野は, 「その第一は, 視覚的協応, つまり両者が眼と眼を見つめ合う関係である。その第二は, 聴覚的協応, つまり両者がその声 (子どもや言語表現にハンディキャップのある人の場合には声なき声も含まれる。) を通じて語ろうとし聞こうとする関係である。その第三は, つまり両者が肌を触れ合わせようとする (いわゆるスキンシップ) 関係である。これらは, 多くの場合密接に重なり合い, 調和的な感覚的協応として, 展開される。」と述べる。

さらに, 「こうした調和的な感覚的協応が人間の基本的な生命エネルギーを育む」としている。そして, 網野は, この視点を, いわゆる福祉マインド考察の根底に据えている。

ところで, こうした調和的な感覚的協応は, 子ども家庭福祉学における福祉原理, つまり, 「育

つ」力と「育てる」力に深く関わっているといえる。網野（2002：195-196）は、こころ豊かな人間的相互作用に基づく福祉マインドという専門性が、人間、特に子どもの心に「三つの安全基地」を形成していくと述べる。

すなわち、その第一は、中核的養育者との愛着（アタッチメント）の形成、第二が、子育て環境のなかで関わりを持つ特定の人物（多くは社会的親）との関係、そして、第三の安全基地が自分自身であるとする。「多くの他者との共通性、共存性のなかに存在している私、そしてこの世で唯一無二の私という自我意識」により価値ある私の存在に確信を持つことができ、また、それが、「すべての他者の自律性や自立性、能動性や個性を尊重する意識を豊かに育ませること」を成り立たせる。そうした、2種のアイデンティティの確立が図られていき、それが第三の安全基地となると述べている。

こうした人間観は、後述する福祉マインドを考えるにおいても、さらに、人間として育つプロセスを応援する子ども家庭福祉にとって、その対象たる子どもや人間存在をどのようなものとしてとらえるかについても、深く関わってくることとなる。福祉原理の重要な視点と考えられる。

(2) 菩薩道一仏教

①菩薩道

仏教社会福祉の基本原理²⁾としては、まず、菩薩道を挙げることができる。菩薩とは、仏になろうと志し、修行する人をいう。菩薩は、自ら仏になろうとするとともに、他の人々を教化して仏になってもらおうという願いをおこし、長い期間にわたって修行を積み、ついに仏となる。その菩薩の修める道が菩薩道といわれる。それは、自利利他の二行を完備する修行をいう。自利利他とは、自らの修行により得た功德を自分のものとすると同時に、他者の利益を図るために活用することをいう。

また、この視点は、親鸞が説いた往相回向及び還相回向の二種回向の思想もこれに連なる。往相とは、自らの積んだ善根を人々に振り向け、それが与えられることによって浄土に往生することをいう。また、還相とは、浄土に往生して、再びこの世界に入り来たって人々を救うはたらきのことをいう。この二つのはたらきは、ともに阿弥陀如来の本願力によっていると親鸞は明らかにしている。

心の狭い自分に一切衆生とともに浄土に生まれたいという心が起こり、また、再び煩惱の満ちたこの世界に戻って衆生を教化したいと願う心が生じるのは、阿弥陀如来のはたらきによっているのだと、親鸞は語る。この働きに対する恩を実感するとき、人はそれを返す実践に歩みだす。これが「奉仕」であり、その道を菩薩道と呼ぶ。菩薩は、自利利他の二行を完備する修行を行う道を歩む。仏教社会福祉の拠って立つ援助観といってよいであろう。

なお、ここで述べられている仏教社会福祉の視点は援助者からの視点であり、本来は受け手、利用者の視点から福祉原理は考えられるべきであろうという指摘には、謙虚に耳を傾けなければ

ならない。そのためには、利用者が仏に出遭うことによってどのような宗教的新生を図るのか、いわば、仏教における自己実現論について考察する必要がある。この点については今後の課題としておきたいが、一つだけ例を挙げるとするならば、いくつかの経典に描かれている「縁起」を中心とする人間観、宗教的新生を挙げることができるだろう。

②縁起

仏教の根本的な社会観、人間観は「縁起」であるといつてよい。縁起とは、「これあるによりてこれあり、これ生ずるによりてこれ生ず。これなきによりてこれなく、これ滅すればこれ滅す。」という考え方をいう。物事はさまざまな「縁」、「要因」が重なって生じていると考えるのである。また、それは、因と果の縁をも包み込む概念として規定される。

この考え方に従えば、人間とは固定的な存在ではなく、縁によってさまざまに変化する存在ととらえられる。その個人の生活課題は、人生におけるある特定の「縁」によって生ずるのであり、決して固定的なものではないととらえる考え方である。したがって、問題の原因を捜して、結局はその問題にもっとも苦しんでいる本人自身を追い込んでしまいがちな因果を乗り越え、その人を含む環境のなかでもっともキーとなりそうな環境に働きかけ、そこを変えることにより全体を変化させ、ひいてはその人の問題をも変化させようとする方向をめざすことができる。それが、縁起の人間観、援助観であるといえることができる。

万華鏡は、その模様を構成する細片はまったく変わらないが、一振りですべて違った模様を形づくる。むろん、人間やその環境はそんなに簡単には変わるものではないが、考え方としては縁起に基づく人間理解が根底に必要である。臨床心理学的援助における家族療法やソーシャルワークにおけるエコロジカル・アプローチにも通ずる援助観であり、人間観、社会観である。

なお、縁起による宗教的新生を経典から挙げるならば、観無量寿経における「王舎城の悲劇」³⁾の物語なかの韋提希夫人、仏説鬼子母経、法華経等における鬼子母神⁴⁾などが挙げられる。いずれも、これまでの生き様が根底にあったうえで、釈尊との縁を契機に宗教的新生を図った物語である。社会福祉、子ども家庭福祉における原理として、人間をどのような存在としてみるかという視点は、福祉の理念に大きくつながるテーマであるといえる。

3. 人間存在を捉える原理—主として西洋の視点から

(1) 人権、個人の尊厳

坪 (2017: 223) は、福祉の原理を存立原理と規範原理とに分けて論じている。そして、規範原理について、「何らかの行為や活動に方向性を与える根本的な指針」と定義している。そのうえで、福祉について、「[人間の尊厳]や[基本的人権]の尊重といった、普遍的価値の実現を究極の目的としている」(坪, 2017: 227) と述べている。

また、網野 (2002: 12) も、「福祉」について、日本国憲法において保障される諸権利を踏ま

えつつ、「人間における尊厳性の原則、無差別平等の原則、自己実現の原則を理念とする健幸⁵⁾の実現のための実践及び法制度」と規定している。

こうした価値、原理について平塚（2004：92-93）は社会的価値と呼び、「社会的価値は、社会全体において人間福祉に関する価値意識に基づき社会福祉をはじめとするヒューマン・サービス制度全体の基本的な在り方を方向づけ、決定する価値である。」とする。そして、この価値が政策的な価値に影響を与えること、社会的価値の諸価値は相互に矛盾することがあること、生活支援にとって重要な価値は社会的に合意されることが必要であることなどを指摘している。このように、社会福祉においては、個人の尊厳、基本的人権の保障と権利擁護、自己実現などが基本的な原理として描かれることとなる。いわば、人権思想の系譜並びにその行きつく先に、こうした理念が存するのである。

なお、このような上位の目的を追求するため、坪（2017：228）は、そのための手段に関する原理があるとする。その例として、坪は、供給原理（選別主義・普遍主義、必要原理・貢献原理）、給付原理（保険・扶助）、負担原理（応益・応能）、援助原理（自立支援、ノーマライゼーション）などの個別原理を挙げる。そして、福祉政策の規範原理は、「このような目的一手段連鎖の全体として了解され得る」と主張する。ただし、筆者の実践的考察によれば、これらの原理は相補的であると同時に相互浸食的でもあり、一つの原理の適用が別の原理を毀損する可能性があることにも留意が必要である。

(2) 自己実現

自己実現とは、総括的にいえば、個人が本来もっている自己の能力を最大限発揮し、それを実現したいという要求を完遂させる活動、ないしは、それに向かっている状態をいう。自己実現という用語が初めて用いられたのは、網野（2002：20）によれば、ゴールドシュタイン（Goldstein, K）によってであるという。網野によると、彼は「食、性等の動因による欲求やその他すべての動機が、生命の至高の目標、すなわち自己実現の顕在化された、明示化された姿であると考え、欲求が補充され、十分に充足されている状態を自己実現として意味づけていた。」としている。

続いて、人間性心理学の立場に立つマズロー（Maslow, A.H.）は、人間のニーズを階層的にとらえ、人間欲求の5段階説を示している（Goble：1970）。すなわち、基本的なニーズとしての生理的ニーズをその根底とし、安定・安全のニーズ、所属と愛のニーズ、承認と自尊のニーズを挙げ、これらが欠損することによって個人は心身の健康を損ない、充足されることにより、さらに成長する動機づけが促されると主張している。さらに、これらの欠乏ニーズ、欠乏動機が充足されたとしても、人間には、真・善・美等の価値を求め、自己自身の可能性を最大限に発揮しようとする自己実現のニーズ、成長動機があることを示したのである。

網野（2002：21-22）はマズローの成長動機について、「欠乏動機が相応にないし十分に充足されることにより、徐々に成長動機による欲求の充足にエネルギーが注がれていく。欠乏動機によ

る欲求が充足されない状況にあると、成長動機へのエネルギーの発露に支障を来す。」と述べ、続いて、「欠乏動機による欲求の充足は成長動機を高めるうえでも不可欠なものである」と述べている。そして、自身の視点について次のように提示している。「この段階においては、能動的な欲求、つまり他者を安全の下に保護し、承認し、所属させ、愛するという欲求が、欠乏動機と成長動機と重なり合って発露されることである」と述べている。「……されたい」という欲求の裏には、「……したい」という欲求が隠されているという見解である。そして、欠乏動機が十分に満たされることが、相手の欠乏動機を満たしたいという心を発露させると考えるのである。

網野は、ゴールドシュタインの基本的見解の重要性を支持し、「個性をもった各人が、その生命を全うするうえで必要な欲求が十分に充足される状態を自己実現と理解する。生命ある各人の欲求の意義と価値を確認することによって、自らのそして他者の欲求が十全に充足されていく過程、つまり自己実現を真に意義づけることができる」と述べている。そして、「とりわけ自己実現の欲求というのは、一人ひとりの人間が、統合的、全体的に自己の生存にとって有利な方向を志向しているということ、不快を回避することができ、より快適で幸福と感じる方向を志向していること、そして自己の利益になる方向を志向していることを洞察し、心に深く刻むこと」が重要であるとしている。そして、このことが他者にもあてはまるということを理解できるとき、次項で述べる「福祉マインド」の発露を促していくこととなると述べる。すなわち、福祉マインドは自己実現の過程で生じるものであるととれる理解は、傾聴に値する。

(3) 福祉マインド

いわゆる「福祉マインド」という用語は日常用語、福祉教育分野の用語としては多用されているが、未だに社会福祉関係の事典、辞典には掲載されていない。したがって、定義も確定していない。新野（2011：80）によると、福祉分野において「福祉マインド」の用語が初めて使用されたのは、1987年版厚生白書とされている。その他、1993年の厚生省告示「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」においても触れられている。それらには、いわゆる福祉教育の視点が言及されているのみで、その定義などは規定されていない。福祉マインドが語られるときは、福祉教育分野におけるいわゆる「福祉の心」といった意味で用いられていることが多い。

ところで、新野は福祉専門職にこそ福祉マインドの醸成が必要とし、その要件としての「福祉マインド」を4概念に分けて提示している。すなわち、①価値／倫理としての福祉マインド、②援助実践の姿勢としての福祉マインド、③専門職の条件としての福祉マインド、④援助実践の契機（＝大義）としての福祉マインド、の4側面である。これに類する定義としては、日本学術会議社会学委員会社会福祉分野の参照基準検討分科会報告書「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準—社会福祉学分野」（2015：4-5）の「社会福祉学における福祉マインドは、人間の尊厳などの価値を踏まえて自らが社会的役割を実行するために必要な素養である。」

がある。さらに、同報告書は、福祉マインドとは、社会福祉学を学ぶ学生が身に付けるべきことであると、それは「個人と社会の幸福を追求し、それらが相互に関連していることを理解し、個人の問題解決と社会の連帯をどのように実現するかを俯瞰的にとらえることである」として、そして、そのことを説明できる力が「福祉マインド」である」ととらえている。いわゆる「福祉の心」や「思いやりの心」とは、明確に一線を引いているといえる。しかし、その養成のあり方までは十分に踏み込んでいない。

続いて、福祉心理学の確立をめざす視点から網野（1996：7）は、福祉心理学を「人間における尊厳性、平等、自己実現に関わる理念、実践及び法制度に関する心理学」と規定し、その理念のキーワードを「福祉マインド」としたうえで、「ヒトが自己の人間としての尊厳性、無差別平等、自己実現を求め、他者の人間としての尊厳性、無差別平等、自己実現を受容しようとする心理的機制」（網野、1996：8）としている。そして、福祉マインドについてその源流、即ち、正義としての福祉マインド、徳性としての福祉マインド、愛としての福祉マインドをそれぞれ考察したうえで、福祉マインドの形成を、前述した自己愛と他者愛の均衡のとれた発達過程としてとらえなおすことにより、「従来のウエルフェアとしての福祉の限界、つまり「自己を犠牲にした」あるいは「自己の優位性を前提とした」他者への絶対愛を条件とする福祉の限界を超え、ウエルビーイングとしての福祉、つまり自ら及び他者のホールサムな自己実現を指向する福祉を展望することができる。」（網野、1996：20）としている。

続いて網野（2002：22-23）は、福祉マインドについて、「人間としてのニーズと自己実現の意義を理解することにより、われわれは、福祉の基本的理念をより深く洞察し、認識し、それに基づいた福祉を実践することができる」とする。そのうえで、人間におけるいかなる欲求も必然的なものであり価値あるものであるという前提に立つことにより、「それぞれの人々の欲求を福祉ニーズとして肯定し、受容する基本的態度とマインドを形成することができる。そして、それ自身の「最善の利益」を求めて行動する自己を受容し、他者を受容する福祉マインドともいうべき心の働きを促していくことができる」とする。

そして、「「私」がこれほどに強い自己実現の欲求をもっているならば「他者」もそうであろうと、価値や主観を超えて受容し、配意することが、人間における権利と義務の意識を醸成し、相互の権利と義務の調整に意を注ぐことを促進する」と述べる。これがシステムを形作るとしているのである。そして、キリスト教や仏教などの宗教の教義にも触れつつ、「他者もそうであるがゆえに自己を愛することと他者を愛することとが連なるのであろうと、認識するのである。ここに、他者の欲求を人間としてのニーズとして包括的に受容し、自己と他者の権利、義務を調整する心の働き」が生まれるとしている。

網野の福祉マインドに関する福祉心理学的考察は意義深いものがあり、前述の福祉的行為を成り立たせる基本原理の一端をも説明しているといえるだろう。

Ⅱ 福祉社会をめざす基本理念

1. 福祉社会づくりの理念

社会のありよう，さらには，めざすべき社会についての社会福祉の原理，理念としては，「共生」，「ソーシャル・インクルージョン」，「社会連帯」，「公的責任」などが挙げられる．ここでは，「共生」概念と，それを実現する政策運動論とでもいうべき「ソーシャル・インクルージョン」を中心に考えてみる．その他，福祉社会づくりにおける重要な概念である「インディペンデント・リビング（自立生活運動）」，「ノーマライゼーション」，「インクルージョン」についても，その系譜と意義を述べておくこととしたい．なお，「共生」「ソーシャル・インクルージョン」の検討については，拙稿（柏女：2016）からの引用をもとにしている．

2. 共生

「共生」とは，現代国語辞典によれば，異種類の生物が同じところに棲み，互いに利害をともにしている生活様式をいう．また，共生とは，人間社会における各種の営みを「関係を生きる」共生の視点から捉えることであり，また，「共生」を形作ることのできる社会の仕組みや土壌を構築する営みを考えることである．さらに，対人援助や社会福祉における共生論とは，援助関係や社会福祉という事象を共生の視点から考えることをいう．

「共生」の喪失を取り戻すかのように，「共生」は一種の流行語のように，近年では，生活や政策を語るときの常套句として使用される．内閣府の部署名や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条の2など法律用語として使用されたりもしている．各種報告書にも使用されている．

しかし，その定義は定まったものがなく，諸書においても，明確な定義のもとで使用されているわけではない．ここでは，内閣府の研究会⁶⁾が引用した代表的な定義である寺田（2003：60）の定義「人々が文化的に対等な立場であることを前提とし，その上で，相互理解と尊重に基づき，自一他の相互関係を再構築するプロセスであり，それと同時に，双方のアイデンティティを再編するプロセスである．」を提示しておきたい．

阿部（1997：88）は，ボランティアの存在理由について，聖書の「1匹の迷える羊」のたとえ話から次のように述べている．「今までの福祉は1匹の羊を守ることに特別な使命を感じ，1匹の幸せを追い求めてきた．しかし，新しい福祉は，99匹に1匹のもつ価値と社会的意味を訴え，参加を促そうとする．そして，1匹が99匹とともに役割をもつことを願う．なぜならば，1匹の問題は，100匹全体の問題だからだ．1匹と99匹は不可分で，1匹の幸せが100匹全体の幸せを高めるとの認識に基づく．／この1匹と99匹を結びつける絆を「連帯」とよぶ．連帯とは，100匹全体のなかで，それを構成する1匹と1匹とが協同する精神をいう．」共生の理念は，社会連帯⁷⁾の理念とも深く結びつくのである．

3. ソーシャル・インクルージョン

ソーシャル・インクルージョン (social inclusion: 社会的包摂) とは、もともと1980年代にイギリスやフランスで起きた移民労働者や少数民族への排斥運動が発端となっている。住民票がない、貧困、障害など、複数の問題を抱え社会的に排除される人がいる状況に対して、社会の構成員として包み支え合う多様な社会をめざそうと、90年代から政策運動が広がった。いわば、ソーシャル・イクスクルージョン (social exclusion: 社会的排除) との対抗理念として登場した理念である。

わが国では2000年、厚生労働省に設置された「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」において、「包み支え合う (ソーシャル・インクルージョン) ための社会福祉を模索する必要がある」と、新しい社会福祉の考え方が示された。従来は、戦後の混乱した社会を背景に社会福祉が構築されてきたが、現代ではストレスなどを含めた「心身の障害・不安」、外国籍などの「社会的排除や摩擦」、虐待などの「社会的孤立や孤独」などの問題が重複・複合化しており、これらの問題が社会的孤立や排除の中で表面化しないため、複眼的な取り組みの必要性を指摘している。そのうえで、地域社会のつながりの強化などが求められたのである。

その後、貧困、虐待、孤独死など、社会福祉のひずみが増大しており、全国社会福祉協議会 (2010: 2, ii) が2010年12月にまとめた「全社協・福祉ビジョン2011」では、「さまざまな福祉課題・生活課題の多くは、家庭機能の低下、地域社会の機能の脆弱化と深く関わっている」と指摘し、また、特に「子どもの貧困、虐待などについては、世代間を連鎖するという深刻な問題」でもあると指摘している。さらに、そのような社会における生活問題の解決に当たっては、「現在の福祉課題・生活課題の多くは、つながりの喪失と社会的孤立といったことと関わりが深く……」と認識し、制度内の福祉サービスの改革とともに制度外の福祉サービス・活動の開発・展開を主張している。

このように、ソーシャル・インクルージョンは、失われ、やせ細りつつある「共生」を政策的に解消しようとする概念であり、方向性であるといえる。今後は、共生社会を創出するためのソーシャル・インクルージョンが強調されなければならない。

4. 仏教社会福祉の視点からみた「共生」

ところで、起源や意味内容は異なるが、仏教においてもソーシャル・インクルージョンにつながる思想はみられる。それは、「一切衆生悉有仏性」(全ての存在ごとく仏性を有している) といった考え方や椎尾弁匡の「共生 (ともいき, ぐしょう)」の提唱、歎異抄の「悪人正機」にも通ずるものである。後述するノーマライゼーションにしても同じである。

仏教は、「共生」の生き方を強調する。共生 (仏教では、「ともいき」「ぐしょう」と読むことが多い。) とは、縁起思想に基づく自他の関係を表す概念であり、人々が構成する社会のありようと生き方を示す概念であるといえる。縁起とは、物事はそれ自体として存在しているわけではなく、種々の要因 (縁) が相互に関連しあうことによつてのみ存在するという考え方である。

中国の善導大師は『往生礼賛』のなかで、「願共諸衆生／往生安楽国」（願わくは諸の衆生と共に／安楽国に往生せむ）と語る。これが、椎尾弁匡⁸⁾によって共生（ともいき、ぐしゅう）として提起され、仏教社会福祉における独自の共生概念を形作ることとなる。それは、同時代の人々が共に生きるという横軸の共生だけではなく、過去から未来へつながる「いのち」の共生、つまり縦軸の共に生きる意味も有していると考えられる。私たちの命は、はるか昔から綿々と伝えられているのと同時に、子や孫といった未来へとつながっていく命でもあるという意であり、過去から未来へつながっていく多くの命と共に生かされていることも含まれている。

藤森（2006：79）は、椎尾の言葉を取り上げつつ、「[「往生」の生は、共に生きるということ]と述べるとともに、「人間が本当に生き、心の人生を全うすること（真生）こそ、「縁起を認識すること」であるとして、「縁起」をいいかえ、より近代的な意味づけを果たす概念として「共生＝ともいき」と表現したのであった。」と述べている。そのうえで、「[「自他不二」の縁起的相関関係を基盤にもつ「共生」は、現代社会に対応する仏教の社会的役割を根拠づけ、相互の交流と連帯を強化しながら、みんなのためのみんなの福祉を具現化する仏教社会福祉の重要な価値概念になっている。]と主張する。

ちなみに、「自他不二」とは、自己と他者が一体であることを指す。自分も他者も関係のなかの存在であり、自分を愛することは、他者と不可分の関係にある自分、すなわち他者を愛することにもつながるとの視点である。それは、自と他は本質的に分けられないといういわば「無の哲学」（佐伯、2014：26）ともいうべき思想体系に通ずるものである。そこから、自と他も一体として生かされている感覚が生まれる。「共生」は「生かされている」感覚から生じ、生かされている命を他者のために使うという「利他共生」に繋がり、社会福祉の理念としての意義を持つこととなる。

5. その他の理念

(1) インディペンデント・リビング

京極（2017：235）によると、1960年代後半のアメリカで障害者の自立生活運動が盛んになり、わが国の「自立生活を支援するという理念」にも影響を与えている。京極は、自立生活運動について、「それは、障害者を国や地方行政による単なる社会的保護の対象とだけ見るのではなく、障害者の潜在能力を発揮させて自助努力や相互扶助を強調し、それに足りないものに必要な公的支援を求める」（筆者一部改変）というものであるとする。完全参加と平等（full participation and equality）や「私たちのことを私たち抜きに決めないで」（nothing about us without us）にもつながる理念であるといえる。子ども家庭福祉分野においても、社会的養護のもとを巣立った人たちの自立支援や当事者運動の支援は、大きな課題とされている。

(2) ノーマライゼーション

1960年代、北欧では、ノーマライゼーション（normalization）が障害福祉の理念となった。京極（2017：235-236）は、デンマークにおけるバンク・ミケルセンらによる「1959年法」にみる「知的障害者が可能な限り普通の生活状態に近い生活を創造すべきである」を紹介している。さらに、スウェーデンのニイリエやアメリカのヴォルフエンズベルガーらの原理を紹介しつつ、ノーマライゼーションの原理の重要性を指摘している。そのなかで、京極は、ニイリエの8つの具体的原理を紹介している。すなわち、「①1日のノーマルなリズム、②1週間のノーマルなリズム、③1年間のノーマルなリズム、④ライフサイクルでのノーマルな経験、⑤ノーマルな要求の尊重、⑥異性との生活、⑦ノーマルな経済的基準、⑧ノーマルな環境基準」の8つである。これらは、具体的で示唆に富む。

筆者なりにノーマライゼーションを簡潔に規定すれば、「障害のある人もない人も、大人も子どもも高齢者も、すなわち、いろんな人々がともに暮らせる社会こそがノーマルな社会である」ということになる。従来、障害を有する人びとを社会から隔離して処遇してきたことが、必ずしも障害者本人の思いから出発したものではなかったという反省から編まれた考え方である。いわば、「あたりまえの生活」ということになる。

あたりまえの生活の保障は、各種の生活課題を有する人びとを支援する際に最もあてはまる。筆者は2011年度、社会的養護関係5施設種別の運営指針を策定する検討会の座長を務め、5施設種別運営指針に共通の総則に「あたりまえの生活」の保障を原理として記述⁹⁾した。社会的養護のもとにいる子どもたちに「あたりまえの生活」を保障することは、社会的養護にとっても最大の課題といえるだろう。

なお、網野（2002：147-148）は、ノーマライゼーションとインテグレーション（integration）の関係について、「ノーマライゼーションとともにインテグレーションの理念も、保護・扶助としての福祉を通じた結果の平等の実現に欠かせない理念となっている。それは共に〈同等に、平等に〉という主旨を基本としているが、インテグレーションは、ノーマライゼーションが示す〈普通の、当たり前の〉という理念を、〈共に、一緒に〉という主旨で具体的に実現する方法として促進されてきた。」と述べる。これは、メインストーリーミングといった用語ともほぼ同義である。そして、「ノーマライゼーションやインテグレーションは、保護・扶助としての福祉の発展の一つの究極の状況であり、健幸としての福祉¹⁰⁾への確かな第一歩を定位している。」と述べている。

(3) インクルージョン

インクルージョン（inclusion）の理念は、前述したソーシャル・インクルージョンとは別の経緯を持つ理念であり、教育や福祉の領域においては、「障害があっても地域で社会資源を利用し、地域社会に包容されることをめざす」理念である。インクルージョンが注目された契機としては、1994年にスペイン・サラマンカで開催されたユネスコの「特別ニーズ教育世界会議」で採択し宣

言された「サラマンカ声明」によるところが大きい。そのため、障害児教育分野において、「インクルーシヴ教育」などとして用いられることが多くなっている。障害児教育におけるいわゆる統合（インテグレーション：integration）による教育の考え方をさらに進め、共生教育の理念を基盤にしているといえる。これらを踏まえ、網野（2002：149）は、「結果の平等を具現化するノーマライゼーションやインテグレーションに対し、インクルージョンは機会の平等の具現化を保障する理念であり原則である」と述べている。

なお、障害者の権利に関する条約第19条は、地域社会への包容（インクルージョン）・参加について、以下のように既定している。

「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」

おわりに

子ども家庭福祉を展開していくうえでもっとも重要なのは、その理念であり原理である。そのためには、社会福祉全体の理念や原理から学ぶ必要がある。本稿は、その部分について検討を行ったものである。仏教社会福祉の原理や共生については、筆者のこれまでの論考から引用しつつ取りまとめている。それらのうえに立って、このほか、子ども家庭福祉に固有とされる原理の検討を進めていくことが必要である。

たとえば、子どもの最善の利益をどう考えるか、地域子育て家庭支援の原理、理念をどう整理するか、それらは、子どもの特性を踏まえた公、共、私の相互関係としてとらえられることとなる。その一部については、別稿¹¹⁾にて検討を加えている。子ども家庭福祉の実践にはどのような原理が通底していなければならないのか、その理論化が必要とされる。

【注】

- 1) 孟子の四端説（心の4つの作用）のうちの一つに「惻隱の心」があり、その例として、今まさに井戸に落ちようとしている幼児をみつけたら誰しも助けようとするだろうと、その心を惻隱の心と呼び、「仁」につながるとしている。
- 2) 仏教における社会福祉の原理を主として共生の視点から考察した柏女の論文に、柏女霊峰（2016）「社会福祉と共生—仏教における共生の視点から考える社会福祉の可能性」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』第23号 淑徳大学大学院総合福祉研究科 がある。この部分の考察は、当該論文を引用している。
- 3) 浄土三部経の一つである観無量寿経が説かれた機縁となった物語である。マガダ国ビンバサラ国王とイダイケ（韋提希）夫人との子・アジャセが出生の秘密を知って父母を幽閉し、父王の死、母イダイケの苦しみ、アジャセの懺悔などのエピソードが語られ、それが釈尊の機縁を得てイダイケ、アジャセそれ

ぞれが宗教的新生を図ったとする物語である。

- 4) 仏教の伝説による。この鬼女が王舎城に出現して、民衆の子供を奪い食ったが、釈尊に教導され、五戒を受け、以後王舎城の守護神となったといわれる。育児の神として信仰されている。経典にも取り上げられている。
- 5) 網野は、ウエルビーイング (well-being) を「健幸(けんこう)」と訳している。また、後述する国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義の翻訳では「福利」と訳されている。なお、児童の権利に関する条約の外務省訳では「福祉」と訳されている。このように、ウエルビーイングの訳語はまだ定着していないため、本稿では、「ウエルビーイング」という用語をそのまま用いる。
- 6) 内閣府・共生社会形成促進のための政策研究会(2005)『「ともに生きる新たな結び合い」の提唱』p.13
- 7) 社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)(1998)は、「これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、このような問題が発生した場合に社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにある。」と述べ、「社会連帯」の考え方をその理念としている。なお、その後の「追加意見」にも「個人の責任に帰することのできない事柄を社会全体で包み支え合う」ことをいうと、同様の記述がみられている。また、林は社会連帯を、「社会を構成する個々の人々に対する『人間としての責任』を強調する道徳的行動原理である。」としている。林信明(2014)「社会連帯」日本社会福祉学会事典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版 p.30
- 8) 椎尾弁匡(1876-1971)は、「共生：ともいき」を提唱した浄土宗僧侶。大正大学学長。椎尾は、「社会的に解脱し真の共生(ともいき)を完うすべきである」とし、諸縁和合による仏教の社会化を求める共生運動を主唱し参画した。池田敬正(2006)「椎尾弁匡」日本仏教社会福祉学会編『仏教社会福祉辞典』法蔵館 p.127
- 9) 社会的養護関係5施設種別の運営指針の第I部総則においては、社会的養護の原理の第一に「家庭的養護と個別化」を置き、「社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、」と記述した。ただ、当たり前前生活を具体的に表現することはせず、現場の議論に委ねることにした。そのことが、議論の広がりや深まりを生み出すと判断したためである。
- 10) 網野(2002:30-35)は、福祉を保護・扶助としての福祉と健康としての福祉に二分し、前者を「問題が発生してから機能する保護・扶助としての福祉(welfare)である」とし、後者を「保護・扶助としての福祉を超えた積極的、育成的な健幸としての福祉(well-being)である」としている。
- 11) 子どもの最善の利益に関する考察については、拙著(1995)『現代児童福祉論』誠信書房、地域子育て家庭支援については拙稿(2017)「子ども家庭福祉における地域子育て家庭支援の理念と原理」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』第24号を参照されたい。

【文献】

- 塚 洋一(2017)「福祉の原理への理論的接近」『社会福祉学習双書 2017』編集委員会編『第1巻 社会福祉概論 I—現代社会と福祉』全国社会福祉協議会。
- 阿部志郎(1997)『福祉の哲学』誠信書房。
- 網野武博(1996)「福祉心理学論考 I—論考の視点及び福祉マインドー」『人文自然科学論集』No.102, 東京経済大学。
- 網野武博(1999)「福祉心理学論考：自己と他者の利益〈1〉 福祉心理学からみたアイデンティティの特性」『上智大学社会福祉研究 平成10年度年報』, 上智大学文学部社会福祉学科。
- 網野武博(2002)『児童福祉学——〈子ども主体〉への学際的アプローチ』中央法規。

- 藤森雄介 (2006) 「共生」日本仏教社会福祉学会編『仏教社会福祉辞典』法蔵館。
- ゴープル, F.G. 小口忠彦 (監訳) (1972) 『マズローの心理学』産業能率大学出版部 (Goble, F.G. (1970) *The third force: The psychology of Abraham Maslow*. Grossman Publishers.)
- 林 信明 (2014) 「社会連帯」日本社会福祉学会事典編集委員会編 (2014) 『社会福祉学事典』丸善出版。
- 平塚良子 (2004) 「人間福祉における価値」秋山智久・平塚良子・横山譲『人間福祉の哲学』ミネルヴァ書房。
- 池田敬正 (2006) 「椎尾弁匡」日本仏教社会福祉学会編『仏教社会福祉辞典』法蔵館。
- 柏女霊峰 (2011) 『子ども家庭福祉・保育の幕開け——緊急提言 平成期の改革はどうあるべきか』誠信書房。
- 柏女霊峰 (2015) 『子ども家庭福祉論 [第4版]』誠信書房。
- 柏女霊峰 (2015) 『子ども・子育て支援制度を読み解く—その全体像と今後の課題』誠信書房。
- 柏女霊峰 (2016) 「社会福祉と共生—仏教における共生の視点から考える社会福祉の可能性」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』第23号, 淑徳大学大学院総合福祉研究科。
- 柏女霊峰 (2017) 『これからの子ども・子育て支援を考える—共生社会の創出をめざして』ミネルヴァ書房。
- 柏女霊峰 (2017) 「子ども家庭福祉における地域子育て家庭支援の理念と原理」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』第24号, 1-24。
- 京極高宣 (2017) 「社会福祉の理念」『社会福祉学習双書 2017』編集委員会編『第1巻 社会福祉概論 I—現代社会と福祉』全国社会福祉協議会。
- 新野三四子 (2011) 「ダイバーショナルセラピーワーカー養成講座の授業内容とその論考」『追手門学院大学社会学部紀要』第5号, 追手門大学 77-105。
- 小田兼三 (1993) 「福祉原理」京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』雄山閣。
- 佐伯啓思 (2014) 『西田幾多郎—無私の思想と日本人』新潮社。
- 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会 (2000) 「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」厚生労働省。
- 寺田貴美代 (2003) 「第2章 社会福祉と共生」園田恭一編『社会福祉とコミュニティー共生・共同・ネットワーク』東信堂。
- 友枝龍太郎 (1970) 「仁」山崎正一・市川浩編『現代哲学事典』講談社。
- 全国社会福祉協議会 (2010) 『全社協 福祉ビジョン2011』。